

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Microsoft Software in CSP サービス (以下「本サービス」といいます。) は、ディストリビューターである TD SYNEX 株式会社 (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

2 本サービスは、Microsoft Corporation (以下「Microsoft」といいます。) が提供するソフトウェアの永続ライセンス (以下「本製品」といいます。) を対象とします。

3 本サービスは、Microsoft の製品・サービス販売モデルである Cloud Solution Provider プログラム (以下、CSP) を通じて提供します。CSP とは、Microsoft から承認されたパートナー限定で提供できる製品販売・サービス形態であり、製品・サービスの機能自体は Microsoft から提供され、お客様サポートは当社が担当します。サポート内容は下記「別記」に定めます。

第2条 (マイクロソフト顧客契約の遵守)

契約者は、本製品の利用にあたり、Microsoft が提供する「マイクロソフト顧客契約 (<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement> 等の URL で公開される最新のもの)」およびオンラインサービス条件 (以下、総称して「MS 契約」といいます) を遵守するものとします。

2 本サービスは、当社が Microsoft または特定協定事業者より提供を受け、契約者に再販売するものです。したがって、本製品の仕様、性能、稼働保証 (SLA)、および権利関係については、MS 契約の規定が本約款に優先して適用されます。

3 前項の規定にかかわらず、以下の事項については、本約款および当社が個別に提示する条件が優先されるものとします。

- (1) 利用料金およびその支払方法
- (2) 契約期間および申込みの取消し等の手続き
- (3) 当社が独自に提供する付加サービスおよびサポートの内容

4 契約者は、Microsoft が MS 契約を随時変更する可能性があること、およびその変更が本サービス (本製品の利用を含みます) に適用されることをあらかじめ承諾するものとします。

第3条 (本約款の範囲・適用)

本約款は、本サービスの利用申込みをする者 (以下「利用申込者」といいます。) および本サービスの利用契約 (以下「利用契約」といいます。) を締結した契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

2 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (利用契約申込みの方法)

利用申込者は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に

提出するものとします。

2 利用申込者は、MS 契約を締結する正当な権限を有することを当社に表明し、保証するものとします。

第6条 （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 （料金の支払い義務およびライセンスの効力）

本サービスの料金は、本製品のライセンス料として発生するものとし、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は、当社から利用申込者へ通知します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 MS 契約の規定に基づき、本製品は使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。

4 本製品は、契約者による全額の支払が完了した時点で永続的となります。

第8条 （申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第9条 （契約者が行う利用契約の解約）

本サービスは買い切り型の永続ライセンスの提供であるため、提供開始後の契約者都合による解約（返品・返金）はできません。

第10条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、なんらの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をしたとき
- (5) 違法行為をしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- (9) Microsoftにより、契約者のMS契約への違反が認められたとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。なお、解除に伴う利用料金の返金は一切行いません。

4 契約者は、利用契約が解除された場合、本製品の使用を直ちに中止し、アンインストール等の適切な措置を講じなければならないものとします。

第11条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第12条 (損害賠償額)

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「MS契約」の規定および本約款に従う他、当社および特定協定事業者が生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、賠償する責を負うものとします。なお、この場合の賠償金の額は、MS契約の「責任制限」の規定に準じ、当該損害の原因となった本製品に関して当社が契約者から受領した料金の合計額を上限とします。

第13条 (個人情報の取扱い)

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)ならびに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」(以下総称して「当社規程」といいます。)に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供およびMS契約の締結・管理に必要な場合、個人情報を特定協定事業者およびMicrosoftと共同利用することがあります。

第14条 (業務の委託)

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除に対する表明保証)

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するもの

とします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第16条 （権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、本利用契約上の地位ならびに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、全額支払済みの本製品の譲渡については、MS 契約の「ライセンスの譲渡」条項に定める条件を満たし、かつ Microsoft が承認した場合に限り、同条項に従うものとします。

第17条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第18条 （合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. サポート内容

本サービスのサポートは、ディストリビューターを通じて、以下に定めるとおり提供します。

- (1) サポートは、電子メールでの対応とします。
- (2) 対応時間は、土日祝日、年末・年始、および当社指定の休業日を除く 9：00～17：00 とします。
- (3) 問合せ先は、提供開始日と合わせて当社から利用申込者へ通知します。
- (4) 本製品の当社のサポート範囲は、Microsoft が提供する Microsoft365 管理センターから、契約者がプロダクトキーを取得するまでとします。本製品のダウンロード・インストール・ご利用上のトラブル等につきましては、サポート対象外です。

以上